

入院中の患者さんにご家族の方へ

高濃度注射用カリウム製剤による低カリウム血症の治療（適応外使用）について

血液中のカリウムが非常に少ない状態（低カリウム血症）やそうなる危険性が高い入院中の患者さんに、当院のルールに従い、安全に留意しながら国の規定（添付文書）よりも高濃度のカリウム液の点滴注射を行うことがあります。このように添付文書とは異なる方法で使用することを「適応外使用」と言います。

この治療は必要時速やかに行う必要があるため、対象となられた患者さんに事前にご説明して同意をいただく代わりに、病院ホームページ上で公開することでお知らせをしております。この治療を行うことは、当院の倫理委員会にて評価され承認されています。この治療についてご質問がありましたら、担当の医師までご相談ください。

実施内容	高濃度注射用カリウム製剤による低カリウム血症の補正
承認日	2025年9月25日
対象者	当院で治療を受ける患者で低カリウム血症を来した患者 (ICU、HCU、1北病棟、NICUでの治療に限る)
概要	低カリウム血症に対する治療において、重症の場合や内服困難な場合は注射薬を使用します。添付文書では、注射用カリウム製剤は40mEq/L以下に希釈し、20mEq/hrを超えない速度で使用することとなっていますが、水分制限が必要な場合や急な補正が必要となった場合には、添付文書よりも高濃度で使用する必要があります。 当院では、ICU、HCU、1北病棟、NICUでの治療に限り、中心静脈（太い血管）ルートを用いた高濃度での注射用カリウム製剤による補正を行います。
投与方法	<ul style="list-style-type: none">・カリウム濃度は200mEq/L以下とする。・必ず、中心静脈ルートからシリンジポンプまたは輸液ポンプを用いて投与する。・急速な投与はせず、投与速度は20mEq/hr以下とする。
安全性	カリウムの補充により、予想より血清カリウム値が上昇することがあり、その場合、不整脈や心不全を起こす可能性があるため、以下の内容を遵守して行います。 <ul style="list-style-type: none">・必ず心電図モニターを装着し、不整脈が起これないか観察する。・必ず血液検査を行い、血液中のカリウム値を測定する。・異常が見られた場合は、速やかに点滴注射の減量や中止を行う。・低カリウム血症の改善が見られた場合は、速やかに高濃度での注射用カリウム製剤の点滴注射を終了する。
費用負担	この治療にかかる費用は通常の保険診療と同じです。この治療による副作用が生じた場合も保険診療になります。なお、国の副作用被害救済制度の対象とならない場合がありますのでご了承ください。

お問い合わせ先：福井県立病院倫理委員会事務局 電話 0776-54-5151(内線 2043・2047)